

# 協同農業普及事業の実施に関する方針

宮 城 県

平成 2 9 年 1 0 月

# 目 次

まえがき	1
<b>第1 普及指導活動の課題と取組</b>	<b>2</b>
1 先進的農業に取り組む経営体の支援	2
(1) 先進的技術に取り組む経営体の育成・支援	
(2) 競争力のあるアグリビジネス経営体の育成・支援	
(3) 安全で安心できる農畜産物の生産に取り組む経営体の支援	
(4) 環境と調和した農業生産に取り組む経営体の支援	
2 地域農業の振興に向けた総合的な支援	3
(1) 地域農業を支える経営意欲の高い担い手の確保・育成に向けた支援	
(2) 地域農業の構造改革に向けた取組に対する支援	
(3) 農村地域の振興に向けた取組に対する支援	
(4) 東日本大震災からの復興に関する支援	
<b>第2 普及指導員の配置に関する事項</b>	<b>5</b>
1 普及事業実施機関の設置	5
(1) 農業改良普及センターの設置	
(2) 農業革新支援センターの設置	
2 普及指導員の配置に関する考え方	5
(1) 普及センターへの配置	
(2) 本庁への配置	
3 普及指導手当	5
4 農業大学校の教育担当者	5
(1) 農業大学校の設置	
(2) 農業大学校への配置	
<b>第3 普及指導員の資質の向上に関する事項</b>	<b>6</b>
1 計画的な人材育成	6
2 普及指導員の研修強化	6
(1) 研修体系	
(2) 研修計画	
(3) 研修の方法	
3 調査研究活動・研究会の充実強化	6
<b>第4 普及指導活動の方法に関する事項</b>	<b>7</b>
1 農業者支援の充実・強化	7
(1) 普及センターに配置する普及指導員の活動方法	
(2) 農業革新支援専門員の活動方法	

2	関係機関等との連携	7
	(1) 民間等との役割分担と連携	
	(2) 先進的な農業者との協働	
	(3) 新規就農者の確保・育成	
	(4) 試験研究機関，農業者研修教育施設及び行政機関等との連携	
	(5) 普及指導活動でのICT等の活用	
	(6) 普及指導協力委員の活用	
3	普及活動の効率的な運営	8
	(1) 普及指導計画の作成による計画的な普及指導活動	
	(2) 普及指導対象の重点化	
	(3) 普及指導課題の重点化	
	(4) 内部評価の実施	
	(5) 外部評価の実施	
4	農業研修教育の充実強化	9
	(1) 就農前後における研修教育	
	(2) 農業大学校における教育	
	(3) 学校教育との連携と農業体験学習等への取組	
<b>第5</b>	<b>その他協同農業普及事業の実施に関する事項</b>	<b>10</b>
1	地域の課題解決に向けた各種行政施策への対応	10
	(1) 行政施策の推進	
	(2) 行政施策の普及指導計画への位置付け	
2	農業改良普及推進協議会の設置	10
3	海外技術交流への対応	11

## まえがき

宮城県の協同農業普及事業（以下「普及事業」という。）は、「農業改良助長法」（昭和23年法律165号。以下「助長法」という。）に基づき、国との協同事業として、常に現場で農業者に接し、農業者の生産技術や経営等の改善、人づくり、組織づくり、地域づくり等を市町村、農業団体等とともに支援してきた。

農業・農村を取り巻く情勢は、農業者の減少・高齢化、耕作放棄地の増大、農村における集落機能の低下、鳥獣被害の深刻化のほか、平成29年1月にはTPP協定の締結、7月には日EU・EPAが大枠合意されるなど、厳しい状況が続いている。また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、沿岸部を中心に甚大な被害を受け、食料供給基地としての機能が大きく低下するとともに、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う農畜産物等の風評被害が発生したことから、農業・農村の早期復興に向け、各種施策を展開しているところである。

このような中、国では平成25年12月に農政改革のグランドデザインとなる「農林水産業・地域の活力創造プラン」を決定し、農業等の成長産業化を進める産業政策と農業・農村の多面的機能の発揮を進める地域政策を車の両輪として施策を展開していくとした。また、当該プランで示された施策の方向やこれまでの施策評価も踏まえ、平成27年3月には農地中間管理事業による農地集積や水田フル活用、日本型直接支払制度の推進などが盛り込まれた新たな「食料・農業・農村基本計画」が策定され、平成29年6月までには農業競争力強化支援法など農業改革関連8法が成立するなど、農政改革が進められているところである。

本県では、「みやぎ食と農の県民条例基本計画」（以下「基本計画」という。）とあわせ、震災後に策定した「みやぎの農業・農村復興計画」に基づき、農業生産基盤の復旧を最優先に取り組んできたところであるが、「創造的な復興」や農業による「地方創生」への寄与、基本計画に掲げた「若者があこがれる魅力ある産業」としての農業の実現に向け、農地の集積や大区画化による大規模経営体の育成、地域をリードする園芸産地の復興支援等により新たな時代の農業・農村モデルを構築するとともに、6次産業化などのアグリビジネスの振興、多様な担い手の育成や都市農村交流活動などの取組を一層推進する必要がある。

このような農業情勢と宮城県農業の状況を踏まえ、「宮城県震災復興計画」で示された魅力ある農業・農村の再興に向け、先進的技術に取り組む経営体の支援、地域農業の振興等に向けた施策を展開するにあたって、生産現場の最前線で活動する普及指導員の役割は非常に大きく、平成27年度に体制を強化した「農業革新支援センター」の機能を発揮し、試験研究機関や民間事業者等との連携を強化するなどして、普及活動の高度化を図る必要がある。

現在の「協同農業普及事業の実施に関する方針」は、助長法により国が定めた「協同農業普及事業の運営に関する指針」（平成27年5月制定）を基本として本県の普及事業の推進方向を示す以下の五つの事項を定めたものであるが、平成29年5月、国の「協同農業普及事業の実施についての考え方（ガイドライン）」が一部改正されたことから、その内容を踏まえ改正を行うものである。

- 第1 普及指導活動の課題と取組
- 第2 普及指導員の配置に関する事項
- 第3 普及指導員の資質の向上に関する事項
- 第4 普及指導活動の方法に関する事項
- 第5 その他協同農業普及事業の実施に関する事項

## 第1 普及指導活動の課題と取組

本県の普及事業は、「宮城県震災復興計画」（以下、復興計画という。）に掲げている「魅力ある農業・農村の再興」を活動の最重点課題として位置づけ、震災からの「創造的な復興」を目指して活動を展開してきた。その結果、沿岸部では農地の復旧にあわせて大規模な土地利用型農業法人や施設園芸法人の設立が増加し、地域農業、園芸産地の復興が図られている。また、内陸部でも農地中間管理事業等を活用し、農地の集積が図られ大規模な土地利用型の法人が設立されるなど、農業構造が大きく変化してきた。こうした中、各経営体では経営の安定化や発展に向け、さらなる経営体質の強化や利益の確保が必要となっており、今後とも、支援対象の課題を的確に把握しながら、高度な技術を核として各経営体への支援を強化し、農業の持続的な発展を図っていく必要がある。

平成30年度からの3年間は復興計画の「発展期」となることから、引き続き魅力ある農業・農村の再興に向けて新たな成長産業へとステップアップを図る。また、国際的に通用する農業生産工程管理（GAP）の普及・拡大、ICT等を取り入れたスマート農業\*の展開や中山間地域の特色・魅力を活かした農業の発展のほか、担い手への農地の集積を図るため、農地中間管理事業を推進するなど国の施策を踏まえながら、以下に掲げる「先進的農業に取り組む経営体の支援」及び「地域農業の振興に向けた総合的な支援」を柱とし、普及事業を展開する。

※ロボット技術や人工衛星を活用したリモートセンシング技術、クラウドシステムをはじめとしたICT等の先端技術を活用して、超省力・高品質生産を実現する新たな農業（第2期基本計画の用語解説より）

### 1 先進的農業に取り組む経営体の支援

競争力のある経営体を育成するため、高度な生産技術の導入や総合的な経営管理能力の向上を支援する。

#### （1）先進的技術に取り組む経営体の育成・支援

収益性や競争力を高める農畜産物の生産技術、省エネルギー技術、省力化技術、地球温暖化適応技術等の導入やスマート農業の展開により、生産技術革新に取り組む意欲的な経営体を民間専門家等と連携し、生産技術と経営管理の両面から総合的に支援する。

- イ 栽培・飼養管理の最適化、技術の体系化、環境制御技術、新品種・新技術（ICTやロボット技術を含む）や省力・コスト低減技術等の導入支援
- ロ 地球温暖化に対応するための生産安定技術導入、適切な病虫害防除体系の確立、気候変動に対応した新たな営農システムの構築支援
- ハ 消費者ニーズに応える土地利用型作物、園芸、畜産の生産技術向上支援
- ニ 経営分析・診断に基づく生産・経営の課題解決支援
- ホ 農業経営の法人化、経営の多角化・複合化等、経営の発展段階に応じた支援
- ヘ 従事者の安全衛生の確保と福利・厚生に配慮した雇用・労務管理能力向上支援

#### （2）競争力のあるアグリビジネス経営体の育成・支援

農業者等の経営体が主体的に取り組む戦略、異業種経営者等との連携戦略、経営者グループ等による組織的戦略などの各段階の取組に対し、商品開発、企画活動、生産技術、経営管理等を支援し、6次産業化などによるアグリビジネス経営体の育成を図る。

- イ マーケティング戦略等に基づく経営計画作成と地域資源を活用した商品開発支援
- ロ 民間専門家等との連携による付加価値の高い生産・加工技術の導入・定着支援

- ハ 商品の品質管理の徹底と持続性の高い生産・加工・販売の展開支援
- ニ 農商工連携や異業種交流活動などによる地域の農産物等を活かした新たな価値の創出等の支援
- ホ 農畜産物の輸出や加工・業務向け販売など多様な販路の確保及び農業協同組合等関係団体との連携による販売体制の整備支援
- ヘ 知的財産を活用したブランド化など「強み」のある農産物・加工品づくりの支援

(3) 安全で安心できる農畜産物の生産に取り組む経営体の支援

消費者に信頼される生産管理システムの定着に向け、消費者が求める安全で安心できる農畜産物の生産技術等の習得を支援する。

- イ 国際的に通用する農業生産工程管理（GAP）の導入及びその実践に取り組む経営体への育成と定着支援
- ロ 農産物や加工品等の表示等に関する知識の普及指導
- ハ トレーサビリティに取り組む経営体への定着支援
- ニ 交流等を通じた消費者と農業者の相互理解の推進
- ホ 農薬登録情報等の迅速で正確な提供による農薬等の適正使用の推進
- ヘ 栽培及び生産管理指導等を通じた主要農作物の優良種子生産支援
- ト 農作物等における放射性物質のモニタリングと情報提供
- チ 放射性物質の吸収抑制技術の実践支援

(4) 環境と調和した農業生産に取り組む経営体の支援

「人と環境にやさしい農業」を推進するため、土壌診断に基づく土づくり等を通じた化学肥料・農薬の使用削減など生産管理体系の転換を支援する。

また、家畜排せつ物等の有機質資源を有効活用し、地域資源循環機能の維持増進及び環境への負荷軽減を推進し、消費者からも支持される農業生産への取組を支援する。

- イ 総合的病害虫・雑草管理（IPM）技術等、環境に配慮した栽培管理体系の導入と定着支援
- ロ 農業副産物や家畜排せつ物等を適切に堆肥化し土づくりに生かす耕畜連携農業の導入と定着支援
- ハ 「みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示制度」に取り組む農業者やエコファーマーへの技術支援
- ニ 有機農業に取り組む農業者への技術支援

## 2 地域農業の振興に向けた総合的な支援

行政施策、地域や農業者等の支援ニーズ等に基づき、それぞれの地域農業の振興に向けた課題を設定し、地域の関係機関や農業者のリーダー等と連携して、迅速な課題解決を図る。特に地域農業担い手の確保・育成及び地域農業の構造改革並びに交流活動の活発化による農村地域の振興に向けた積極的な取組を支援する。

(1) 地域農業を支える経営意欲の高い担い手の確保・育成に向けた支援

関係機関と連携し、地域農業を支える経営意欲の高い担い手の確保・育成活動を推進する。また、青年等就農計画制度や家族経営協定の活用等により、若い担い手の経営者意識の醸成を進め

るなど営農環境の整備に向けた取組を支援する。

- イ 認定農業者，集落営農組織，認定農業者を志向する農業者や組織経営体等の経営改善及び安定に向けた支援
- ロ 営農・生活設計の作成や家族経営協定締結の推進による農家経営改善の実践支援
- ハ 認定新規就農者，就農希望者，新規参入者の確保及び定着に関する支援
- ニ 次世代経営者等の確保に向けた雇用就農者の育成に関する支援
- ホ 経営参画に意欲的な女性農業者の育成及び生活研究グループ等の女性農業者同士のネットワーク強化並びに地域資源を活用した取組への支援
- へ 農村青少年クラブ等の組織活動や農業部門別研究活動の促進
- ト 農業士や農業者研修教育施設等と連携した経営者の育成・支援
- チ 農業研修教育の実施による次代を担う経営者の養成・支援

## (2) 地域農業の構造改革に向けた取組に対する支援

市町村が作成する各種計画に描かれる地域農業の姿について，農業者の合意と連携構築によって推進されるよう支援する。また，水田農業の効率化などと併せ，地域振興作物等（野菜，花き，果樹，畜産等）の生産体制整備を進めながら産地化を図り，地域の実情に応じた営農システム等の構築，再編成等を積極的に支援する。

- イ 経営所得安定対策に対応した取組支援
- ロ 地域水田農業ビジョン及び水田フル活用ビジョンの実践支援
- ハ 人・農地プランの策定及び見直しに必要な地域の合意形成並びに効率的な生産体制づくりの支援
- ニ 農地中間管理事業を活用した農地の集積・集約化支援
- ホ 地域振興作物等の生産体制の構築支援

## (3) 農村地域の振興に向けた取組に対する支援

中山間地域をはじめとした農村における地域の特色・資源・人材を生かした農村地域の振興のため，地域全体の合意形成に基づいた集落営農や地域外の住民との交流を通じたコミュニティビジネスの推進など多様な取組を支援する。

- イ 農村地域の振興の核となる組織及び経営体の育成支援
- ロ 中山間地域等の特色を活かした新品目・新品種の導入や特産品づくり，地域農産物の高付加価値化支援
- ハ 都市と農村の交流等多彩な関係者が連携した各種交流活動支援
- ニ 遊休農地（耕作放棄地）の有効利用に向けた取組支援
- ホ 水田等の多面的機能を維持する活動の支援
- へ 鳥獣被害対策の地域的な取組支援

## (4) 東日本大震災からの復興に関する支援

被災した農業者や生産組織等が意欲を持って営農・経営を再開し，その経営が持続的に発展するよう，市町の復興計画との整合を図りながら営農活動に関する技術・経営を支援する。

- イ 生産組織等が行う生産関連施設等の復旧・整備計画策定に対する支援
- ロ 各市町の復興計画に基づいた営農ビジョンや土地利用計画等の作成及び実践支援
- ハ 農地復旧や農地集積に合わせた新たな地域営農システムの導入や担い手となる経営体の経

営確立支援

ニ 復旧農地における農作物の安定生産に向けた栽培支援

## 第2 普及指導員の配置に関する事項

### 1 普及事業実施機関の設置

#### (1) 農業改良普及センターの設置

宮城県は、農業経営及び農村生活の改善に関する科学的技術及び知識の普及指導、関連する情報の提供、その他の活動を行うため、助長法第12条第1項に規定する普及指導センターとして農業改良普及センター（以下「普及センター」という）を宮城県行政組織規則に基づき設置する。

#### (2) 農業革新支援センターの設置

農業革新支援センターは別に要領を定めこれを設置する。

### 2 普及指導員の配置に関する考え方

#### (1) 普及センターへの配置

地域に適した先進的な技術の導入、地域農業の重点的な課題解決に必要な能力を持った普及指導員の確保・配置に努め、農業者、市町村、農業団体等との信頼関係を維持し、地域に密着した継続的な普及指導活動が展開できるよう配慮する。また、普及指導員の任用資格を有する者の養成及び確保については、普及指導員等の監督の下での現地活動や集合研修等で活動手法・知識の習得を支援する。

なお、普及センター所長については、普及指導員を充て、普及センターの長としての管理のほか、普及指導員の業務を行う。

#### (2) 本庁への配置

普及センターの運営管理等を支援する普及指導員を本庁に配置する。あわせて、普及指導員の資質向上や普及指導活動の支援及び重要課題の解決に向けた普及指導活動の企画立案・総括・指導、普及組織と研究機関、教育機関及び行政（国・他の都道府県）との連携の企画調整・推進、研究開発への参画や政策課題への対応、普及指導員の専門分野毎における普及指導活動の総括・指導、先進的な農業者とのパートナーシップ構築等を担う農業革新支援専門員の業務を行う普及指導員（以下「農業革新支援専門員」という）を本庁に配置する。

なお、必要に応じて、研究機関や普及センター等、本庁以外の職員のうち、高度な専門性を有する者を一部の専門項目の農業革新支援専門員として指名し、これを補完する。

### 3 普及指導手当

普及指導手当制度については、普及指導員の職務の特殊性や自己研鑽の必要性等を考慮し、また、意欲のある優秀な人材の確保・育成を図る観点から、その適正な運用に努める。

### 4 農業大学校の教育担当者

#### (1) 農業大学校の設置

優れた農業の担い手となる人材の養成及び農業者の研修を行うため、助長法第7条第1項第5



号に規定する農業者教育研修施設として農業大学校を宮城県農業大学校条例に基づき設置する。

## (2) 農業大学校への配置

次代の宮城県の農業を担う青年農業者の育成と農業者の経営発展段階に応じた研修教育を行う農業大学校の教育担当者は、就農を希望する者に対する指導力を有し、かつ、農業・農村の実情及び農業者の実態を熟知した指導者であることが必要であることから、普及指導員資格を有する職員の適切な配置に努める。

## 第3 普及指導員の資質の向上に関する事項

### 1 計画的な人材育成

農業分野における技術革新や農業者の高度かつ多様なニーズに対応するため、普及指導員には技術水準の向上及び農業者に対する実践的な指導能力、農業現場における課題解決能力等の強化・高度化が必要である。

このため、普及指導員の資質を継続的に向上させ、長期的な視点から普及事業に必要な人材の確保と適切な配置を進めるために、以下の項目についてまとめた5か年計画の「人材育成計画」を作成する。

- (1) 策定の趣旨
- (2) 人材育成についての基本的な考え方
- (3) 目指すべき姿
- (4) 備えるべき資質
- (5) 人材育成に向けた取組方向
- (6) 人材育成の推進体制

### 2 普及指導員の研修強化

#### (1) 研修体系

普及指導員の各能力の確立期（①実践指導力確立期 ②専門指導力強化期 ③総合指導力強化期 ④企画・運営能力強化期）において、国主催研修や県の研修を効率的に組合せて体系的な研修を実施する。

#### (2) 研修計画

人材育成計画及びそれに基づく年度毎の研修実施計画を作成し、普及課題や普及指導員の研修ニーズ等を踏まえて研修を計画的に実施する。

#### (3) 研修の方法

目的及び対象者等に応じて集合研修のほか、OJT、国主催研修等への派遣研修等を実施する。

### 3 調査研究活動・研究会の充実強化

普及指導員が行っている調査研究や活動を相互に検討し、情報交換を行う機会を設け、普及指導員の課題解決能力の向上に資する。

## 第4 普及指導活動の方法に関する事項

### 1 農業者支援の充実・強化

#### (1) 普及センターに配置する普及指導員の活動方法

##### イ 普及指導計画に基づく組織活動

普及センターに配置された普及指導員は、普及指導計画に基づき、担い手等に対し高度・先進的な技術の指導を行う。また、関係機関等との連携の下、地域の農業経営・技術の課題解決に向けた支援を行うとともに、課題解決に当たっては、組織的に普及指導活動を行う。

##### ロ 地域や課題に応じた活動体制及び活動手法の選択

本県の普及指導活動体制は、管轄区域全体を対象に専門担当を置く専門分担方式を基本とし、あわせて管轄区域内の特定の地域を活動範囲とする地域担当普及指導員を配置する。活動に当たっては、高度かつ実践的な技術及び科学的知識に加え、地域農業の実態に関する幅広い知見や農業の現場における課題解決能力を駆使した活動を展開する。

地域担当普及指導員は、関係機関等との連携の下に地域農業構造の改善や担い手の確保・育成、農村地域の活性化、農村生活環境の改善等、地域農業の総合的な課題解決に向けた体系的な支援活動を行う。

なお、地域に密着した活動の強化が必要な場合は、普及センター所長の判断により管轄区域を区切って専門担当を置く地域分担方式を併用することができる。

#### (2) 農業革新支援専門員の活動方法

##### イ 普及指導活動に関する総合的な企画・調整

農業革新支援専門員は、普及指導員全体の普及指導活動等を把握し、技術・経営・生活・地域の改善等の総合的視点から課題解決が図られるよう支援する。特に、普及指導員が行う普及指導活動や調査研究を効果的、効率的に実施するため、総合的な企画調整及び資質向上のための相互研さんや情報の収集・分析・蓄積・提供を行う。

##### ロ 国・都道府県との連携

農業革新支援専門員は、国が開催するネットワーク会議等に参加し情報の収集と意見・情報交換等を行い、普及指導活動に反映させる。

##### ハ 重点プロジェクト

農業革新支援専門員は、普及センターの管轄区域を越えた広域的な課題について、公的機関が担うべき分野を整理し、普及センター等と連携した活動計画を作成する。

### 2 関係機関等との連携

#### (1) 民間等との役割分担と連携

農業者等の経営体支援に当たっては、①普及指導員が行うこと、②民間等（企業、試験研究機関、農業協同組合等の農業者団体、先進的な農業者等を言う）と連携して行うこと、③民間等に委ねることを整理し、公的機関が担うべき分野の取組を強化する。

農業者等の経営体や地域の課題解決に向けては、民間等との情報交換の場を設け、普及組織が持っている生育情報や栽培管理情報・行政情報等、対外的に提供可能な情報を幅広く提供するものとする。

#### (2) 先進的な農業者との協働

先進的な農業者や地域リーダーとの意見・情報交換を密に図り、新規就農者の育成や先進的な技術の普及、試験研究機関等が開発した革新的な技術の実証を通じた地域モデルの育成等を行う。

### (3) 新規就農者の確保・育成

先進的な農業者や関係機関と連携し、新規就農の促進に努めるとともに、新規参入者・農業参入企業の技術習得等の支援を行う。また、農業者研修教育施設や高等学校と連携し、その学生や研修生と農村青少年クラブ等の交流を行う場を設け就農誘導を図る。

### (4) 試験研究機関、農業者研修教育施設及び行政機関等との連携

農業革新支援専門員は、普及センターに配置された普及指導員と試験研究機関及び農業者研修教育施設並びに行政機関等との連携活動を支援する。

また、農業革新支援専門員をはじめとする普及指導員は、国や県が行う研究開発に参画し、現場ニーズや課題等を踏まえて課題設定や研究方法等に情報・意見を提供する。

さらに、行政施策の活用と円滑な推進を図るため、行政機関等との十分な連携を図り、現地活動を行うとともに、現地活動等で把握した地域農業の動向、農業者のニーズ、課題等について本庁段階における行政施策等へ提言する。

### (5) 普及指導活動でのICT等の活用

個人情報を除き普及指導活動上の情報や基礎資料、指導資料等をデータベース化し、情報の共有化を図り、普及指導活動の円滑な実施に役立てる。また、活動記録等についてもデータベース化し、普及指導活動を効率的に進める。

農業者等へは、インターネット等情報メディアを活用し、より効率的で即時的な情報提供を行う。

普及指導活動へのICTの導入については、先行事例を参考に活用方法を検討し積極的に機器の整備等を行う。

### (6) 普及指導協力委員の活用

農業経営の高度化に伴って要請が高まっている財務、税務、労務、知的財産権等の民間専門家が存在する分野やアグリビジネス等の振興の上で必要な農商工連携や加工、流通、販売等の専門的技術については、「普及指導協力委員」制度等により、民間専門家等を積極的に活用する。

## 3 普及活動の効率的な運営

### (1) 普及指導計画の作成による計画的な普及指導活動

普及センターは、おおむね5か年の普及指導活動を体系的かつ継続的に行うための指針として「地域普及指導基本方針」を、さらに毎年度の計画として「普及指導年度計画」を作成し、これらに基づき、計画的で効果的な普及指導活動を実施する。

なお、普及指導計画の作成に当たっては、次に掲げる普及指導対象及び普及指導課題の重点化に留意する。

### (2) 普及指導対象の重点化

経営改善に意欲的な農業者等の経営体（認定農業者、青年農業者を含む）、新規就農者、新規

参入者，経営参画に意欲的な女性農業者や集落営農組織をはじめとする地域農業の担い手を普及指導活動における支援対象として位置付け，積極的に育成・支援する。

なお，対象の選定に当たっては，市町村や農業協同組合・地域担い手協議会等関係機関と十分な調整を行うこととする。

### (3) 普及指導課題の重点化

普及指導課題については，中期的視野を持ちつつ，普及指導員が行うものと民間等に任せるものを俯瞰し，第1の規定による普及指導活動の課題を基本に，国際情勢も視野に入れながら地域に密着した総合的な普及指導活動を効果的に展開するため，プロジェクト課題として重点化し，年度ごとに設定する。

なお，普及指導課題の設定方法等については，別途「普及指導計画策定要領」を定める。

### (4) 内部評価の実施

普及指導員の普及活動を計画的かつ効率的，効果的に実施するため「プロジェクト課題内部評価要領」を定め，普及指導計画で設定した活動指標及び成果指標に対する活動成果の検証・評価を行う。

また，普及主務課及び普及センターは，県行政課題の着実な推進，職場間・職場内の目標の共有化と連携強化により組織一体となって取り組むとともに，効率的・効果的な行政運営等を目的に実施されている「創造的目標達成システム」で掲げる課題と普及事業の課題との整合性を図り，普及事業の評価を一層充実させる。

### (5) 外部評価の実施

イ 「普及活動検討委員会」（本庁段階）及び「普及活動検討会」（普及センター段階）

先進的な農業者，若手・女性農業者，市町村，農業関係団体，生活者，学識経験者，マスコミ・民間企業等の代表者を構成員として，本庁段階では「普及活動検討委員会」，普及センター段階では「普及活動検討会」を設置し，主として普及指導活動の課題設定，普及指導計画及び活動評価等について意見を求め改善を図る。また，外部評価の結果については取りまとめ，ホームページ等で公表する。

ロ 「課題対象農業者の満足度調査」の実施

普及センターごとに地域や農家からの支援ニーズの把握を目的に，普及指導計画におけるプロジェクト課題の対象農業者に対し，普及指導活動に対する期待度及び満足度の調査を行い，普及指導活動に反映させる。

## 4 農業研修教育の充実強化

### (1) 就農前後における研修教育

普及センター，農業大学校及び高等学校並びに地域担い手協議会等が連携し，就農希望者や新規就農者に対し，就農に必要な情報の提供や研修の実施など，継続的な支援を実施する。

### (2) 農業大学校における教育

イ 実践的な農業研修教育の充実

農業大学校は，宮城県の農業を担う優れた経営感覚を持つ青年農業者等を養成する農業者

研修教育施設として、試験研究機関・普及センター等と連携を密にし、農業士や先進的農業者等の協力を得ながら、就農前からの体系的な研修教育を行う。

ロ 農業者の経営段階に応じた研修機能の充実

就農希望者から新規就農者、さらに地域のリーダー的先進農業経営者に至るまでの農業者の経営段階やニーズに応じた研修・講座の開催等により、農業者の一貫した研修教育の場としての機能を強化する。

ハ 魅力ある就学環境の整備

起業実践者や民間の専門講師陣による農業の実践的な学習を中心としたカリキュラムを編成し、充実した学校生活に向けた多彩で豊かな教育環境を整備する。

(3) 学校教育との連携と農業体験学習等への取組

県民の農業・農村に関する理解を醸成し、農業の担い手を将来的に確保する観点から、市町村、農業協同組合等の関係機関・団体が実施する学校教育の場などでの実践的な農業研修や農業体験学習等を支援する。

## 第5 その他協同農業普及事業の実施に関する事項

### 1 地域の課題解決に向けた各種行政施策への対応

(1) 行政施策の推進

普及センターは、国・県・市町村が実施する各種行政施策が農業者に十分理解されるように、農業者の意向を把握した上で、組織として情報伝達・支援を行う。また、農業者や地域に対し、農業改良資金等の制度資金や各種補助事業導入についての情報提供等を行い、農業者の経営改善や地域活性化等が図られるように努める。

なお、必要に応じ、資金、事業を導入する上での現地の課題・問題点、現地の情勢を考慮して、必要とされる新たな事業や資金の枠組み等について、普及活動の現場から提案を行う。

このほか、林業及び水産普及事業との連携にも配慮し、現地指導に当たる。

(2) 行政施策の普及指導計画への位置付け

地域の課題を解決する上で必要な農業改良資金等の制度資金や各種補助事業は、普及指導計画に明確に位置付け、県関係機関、市町村、農業団体等との連携を図りながら、積極的に活用する。

近年の経済・農業情勢下では、資金や事業の導入は、計画作成段階から導入初期の段階までの支援の差異が、その後の経営体や地域の発展を左右することから、関係機関の役割分担を明確にして支援する。

### 2 農業改良普及推進協議会の設置

普及事業の円滑な推進を図るため、本庁段階に関係課長等で構成する「農業改良普及推進協議会」を設置し、普及事業の基本方針に関する事項等について意見調整を行い、適切な連携や役割分担の明確化等について検討する。

普及センター段階には、管内の市町村、農業委員会、農業協同組合等で構成する「普及事業等に関する地域連絡調整会議（地域農業改良普及推進協議会）」を設置し、普及指導計画の作成、実行、

評価や具体的な役割分担等について検討するとともに、普及活動検討会等の外部評価体制を十分に活用し、円滑で成果の上がる普及活動を推進する。

なお、地方振興事務所等が持つ組織等の枠組みも活用できるものとする。

### **3 海外技術交流への対応**

国際的視野を持つ普及指導員の養成に努めるとともに、普及指導員や農業研修生の海外研修、海外からの農業研修生の受入れ等に可能な限り努める。また、海外の農業情勢や普及事業等に関する情報収集・蓄積を積極的に行う。